

職員被服貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員に貸与する被服に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の貸与)

第2条 職員には、現品をもって被服を貸与する。

(被服の種類及び使用期間)

第3条 貸与する被服の種類及び使用期間は、会長が定めるところによる。

(着用の心得)

第4条 職員は、勤務中に限り、貸与された被服を着用するものとし、常に清浄と補修に努めなければならない。

(返納)

第5条 職員は被服の使用期間が満了したとき又は、退職若しくは死亡したときは速やかに返納しなければならない。ただし、会長が特に認めたものは、有償又は無償をもって職員又はその遺族に払い下げることができる。

(賠償責任)

第6条 職員が使用期間中に被服をき損し、又は亡失したときは相当代価を弁償しなければならない。ただし、場合によってはこれを減額し、又は免除することができる。

(貸与簿)

第7条 被服貸与簿（別記様式）を備え、貸与又は返納のつど、これを整理するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長がそのつど定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。